

高砂市地域見守り防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域安全まちづくり活動を防犯設備面から支援するため、防犯カメラを設置する団体に対して、その設置に要する経費を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯カメラ」とは、犯罪の予防を目的として公道等（不特定多数の人が通行する私道等を含む。）を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の表示及び記録の機能を有するものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、防犯カメラを設置する団体に対して、予算の範囲内において、その設置に要した経費に補助金を交付する。

(補助対象団体)

第4条 この要綱により補助金の交付の対象となる団体は、防犯カメラを設置する団体のうち、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 高砂市の審査を受け、補助対象として選定された団体であること。
- (2) 防犯カメラの設置箇所が、すでに兵庫県の防犯カメラの設置に係る補助事業及びこの要綱による補助金の交付において選定を受けた箇所と同一の箇所ではないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラの購入及び取付工事に要する経費とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 既存の設備の撤去に要する経費
- (2) 防犯カメラの設置のための土地の造成、土地若しくは建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費
- (3) 防犯カメラシステムを維持管理することに要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、防犯カメラの設置箇所1箇所につき8万円(前条に規定する補助対象経費が8万円を超えない場合は、当該補助対象経費)とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、高砂市地域見守り防犯カメラ設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの仕様書(詳細が分かるもの)
- (2) 防犯カメラの設置予定箇所の図面
- (3) 防犯カメラの見積書
- (4) 防犯カメラの設置に係る地域合意書及び維持管理等誓約書
- (5) 防犯カメラ管理運用規程

(補助金の交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、高砂市地域見守り防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした団体に通知するものとする。

(実績の報告)

第9条 前条に規定する補助金の交付の決定を受けた団体(以下「補助団体」という。)は、防犯カメラの設置が完了したときは、速やかに高砂市地域見守り防犯カメラ設置実績報告書(様式第3号)に市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、高砂市地域見守り防犯カメラ設置費補助金確定通知書(様式第4号)により補助団体に通知するものとする。

(補助金の交付の時期等)

第11条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後交付する。

2 補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、高砂市地域見守り防犯

カメラ設置費補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（その他の交付手続）

第12条 補助金の交付手続については、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるところによる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。